

高知県内における入札談合事案における調査報告書(H25.3.14 国土交通省) における「再発防止対策」について

1. コンプライアンス推進の強化

(1) 地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置

地方整備局長を本部長とするコンプライアンスに関する事項を審議・推進する機関を設置し、コンプライアンス・内部統制を強化するための年度推進計画の策定、推進状況の点検・分析及びその結果を取り組みに反映させることによる継続的な改善を図るものとする。

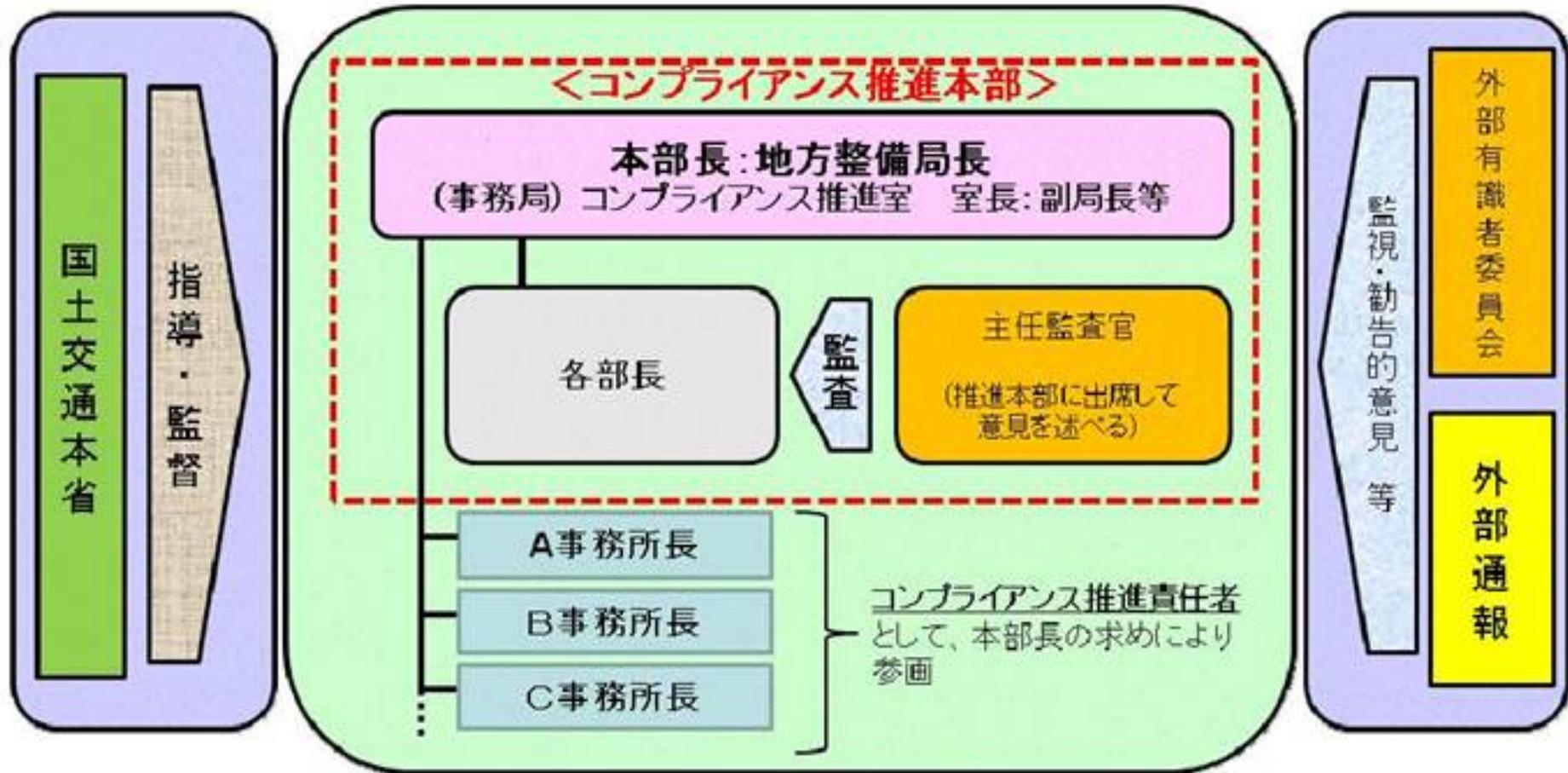
このため、コンプライアンス推進本部は、地方局幹部が行う日々の業務管理の一環として、毎月1回以上開催し、これに参画させる事務所所長が行うコンプライアンスの推進状況の報告を受け、再発防止対策等の取組について検証・指導・改善を行うものとする。

また、コンプライアンス推進本部の活動を補佐し、コンプライアンス・内部統制業務を推進するための体制の整備（コンプライアンス推進室、各部署にコンプライアンス推進責任者を配置）を行う。

(2) コンプライアンス・アドバイザー委員会の設置

さらに、地方整備局ごとに外部有識者で構成する委員会を設置し、業務運営についての意見を反映させて改善を図るものとする。

高知県内における入札談合事案における調査報告書(H25.3.14 国土交通省)
における「再発防止対策」について



高知県内における入札談合事案における調査報告書(H25.3.14 国土交通省) における「再発防止対策」について

(3) 違法性の認識に関する研修徹底

今回関与した副所長は、入札関連情報の漏洩について、守秘義務違反として違法性の認識はあったものの、入札談合等関与行為防止法上の違法性の認識が薄く、人事処分の重さ、刑事罰の対象となり得ること、共同不法行為としての損害賠償請求対象となること等の認識が希薄だったと言わざるを得ない。また、研修等を受講していても「身近な話と思わなかった」などその効果が浸透していなかった面がある。

今後の研修の内容については、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させることが必要である。

また、研修の手法についても、一方的な講義方式ではなく、今回の事例を含む具体事例を基にしながら、自分の身近な問題として研修生同士が質問、意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式、eラーニングによるポイント学習方式、理解度テストの活用等を積極的に採り入れる必要がある。

さらに、各地方局の研修と国土交通大学校の研修を有機的に連携させることにより、研修対象定員を増やし、また、一人の職員が何年か毎に繰り返し倫理研修を受けるような体制を作り、年月の経過とともに違法性の認識が希薄にならないようにする必要がある。

高知県内における入札談合事案における調査報告書(H25.3.14 国土交通省) における「再発防止対策」について

(4) 意識改革に向けた取組

今回関与した副所長は、前任者の情報漏洩を指摘できないばかりか、自らも同様の情報漏洩を引き受け、違法行為をかばい合うという結果に陥っていたと指摘せざるをえない。このことを踏まえ、副所長の「業界対応窓口」としての役割の見直し（発注者綱紀保持規程においては、所長が責任者であり、所長ほか組織としての対応の一環であるべき）、業者との接触ルールの明確化・徹底、部門別の人事配置について専門性を踏まえつつできるだけ柔軟にするとともに、所長及び副所長その他相談を受ける本局の幹部職員を対象にした研修、地方局幹部による事務所等の現場職員との率直なコミュニケーションの機会の増加等を通じて、今回の事案の発生の背景・原因を踏まえた抜本的な意識改革を行うことが必要である。また、副所長室の可視化、大部屋化等を行うとともに、業者との対応は、執務室の外に、オープンな接客室を設けて、外からも容易に見えるようにするなど「目に見える形」で職場環境の改善を実施するものとする。

(5) 不当な働きかけに対する報告の徹底

入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の判断だけにゆだねるのではなく、地方局トップを先頭に組織全体で不正行為の芽を小さいうちに摘み取り、防止する組織風土に変えていくことが必要不可欠である。

このため、入札契約に関する業務について事業者等から不当な働きかけを受けた場合には、毅然と対応するとともに、その内容の記録、直属の上司及び組織管理の責任者である局長への報告を義務づけるものとする。

また、職員が組織内の不正行為に気付いた場合においても、同様に、直属の上司及び局長への報告を義務づけるものとする。

このことを徹底させるため、地方局の局長自らが管下の全職員に呼びかけるものとする。 4

高知県内における入札談合事案における調査報告書(H25.3.14 国土交通省) における「再発防止対策」について

(6) 地方整備局幹部への任用前における適格性の厳格な評価

今回の事案に関与した副所長は、入札談合等関与行為に関与するほか、国家公務員倫理規程に違反する疑いのある事案に関与していたことを踏まえ、今後、地方整備局幹部については、人事評価の活用等により、任用前にその適格性をこれまで以上に厳正に評価する。

2. 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

(1) 予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直し

予定価格の作成を入札書の提出後に行うこととするとともに、入札書と技術提案書を同時に提出させることとする。

また、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両者の情報を知る機会や知る者の数を限定し、情報漏洩の防止を図るものとする。

技術提案書における業者名のマスキングについては、これまでも実施されてきたところであるが、今回の入札書と技術提案の同時提出、情報管理の徹底等不正が発生しにくい制度への見直しに取り組む中で、企業名のマスキングの必要性について過度な事務負担となっていないか検証していく必要がある。

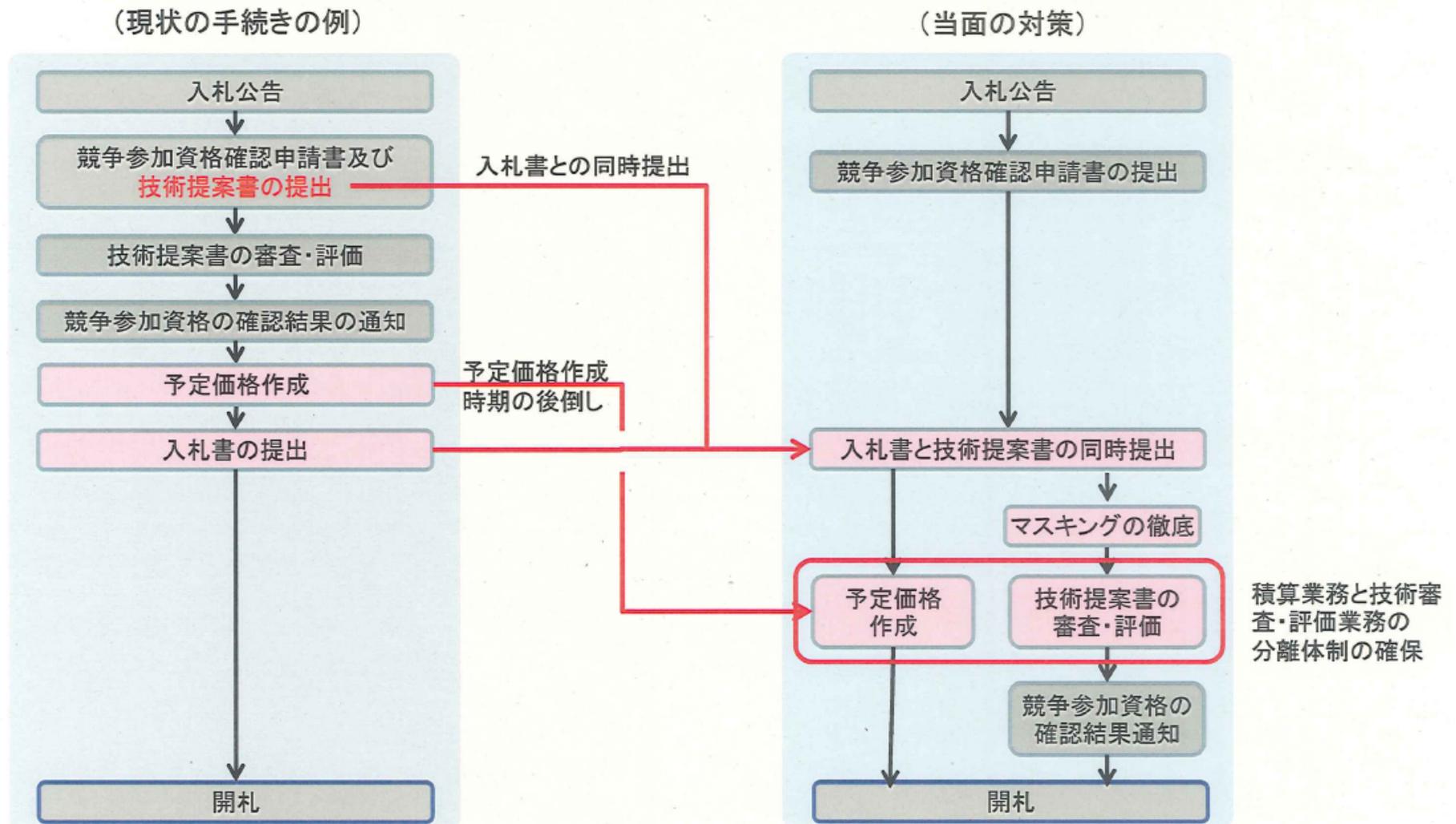
(2) 総合評価落札方式における評価の厳正な運用

談合業者に係る総合評価落札方式における評価については、談合により受注した工事に係る施工実績、工事成績及び優良表彰は、加点の対象としないものとする。

高知県内における入札談合事案における調査報告書(H25.3.14 国土交通省) における「再発防止対策」について

(3) 情報管理の徹底

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの機密情報に関する管理方法及び管理責任者について明確化・ルール化を行うものとする。



高知県内における入札談合事案における調査報告書(H25.3.14 国土交通省) における「再発防止対策」について

3. ペナルティの強化

(1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ

談合業者のうち首謀者に対する違約金については、現行では、WTO対象工事で、かつ、刑が確定した判決において首謀者であることが明らかとされている者について、請負代金額の10%を15%に引き上げているところであるが、今回の事案にかんがみ、当該違約金引き上げの対象者をWTO対象工事であるか否かを問わないこととし、確定した排除措置命令等において首謀者であるとされた業者に拡大するものとする。

(2) 誓約書の提出者に対する措置の強化

談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、談合を行っていたことが明らかになった場合には、その経緯について書面による説明を求めるとともに、指名停止措置の実施に併せてその旨を公表するものとする。

高知県内における入札談合事案における調査報告書(H25.3.14 国土交通省) における「再発防止対策」について

4. 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

(1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

地方整備局長をトップとするコンプライアンス推進本部によるモニタリングを実施するとともに、コンプライアンスに関する取り組みについてホームページで公表し、透明性の確保を図るものとする。

また、コンプライアンス推進本部は、年度推進計画の実施状況について本省に報告するものとし、本省は、このうち再発防止対策の実施状況及び(3)の本省特別監察の実施状況について公正入札調査会議に報告するものとする。

(2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表するなど透明化・情報公開を強化するものとする。

- ・事務所ごとの一般土木工事又は港湾土木工事の落札率（月平均・年平均）の公表
- ・事務所ごとの一般土木工事又は港湾土木工事の業者別年間受注額・受注割合の公表

高知県内における入札談合事案における調査報告書(H25.3.14 国土交通省) における「再発防止対策」について

(3) 抜き打ち本省特別監察の実施

談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施するものとする。

(4) 談合疑義案件に対する厳正な対応

本省は、地方整備局等の発注案件に関し、今回の事案のように悪質な談合等不正行為が行われている疑いがあり、かつ、社会的な影響が大きいと考えられるものについて、公正入札調査会議に報告するものとする。公正入札調査会議は、当該報告について調査審議の結果、重大な疑義があると認めるときは、地方整備局長等に対し、以下の措置を一定期間講ずるよう求めるものとする。

- ・事業者に対し、談合・不正のないことを誓約する旨の書面の提出を求めること
- ・応札可能な事業者の範囲の拡大その他実質的な競争性を高め、談合等を行いにくい競争環境を整備するために当該地方整備局等において適当と認める対策を実施すること。

高知県内における入札談合事案における調査報告書(H25.3.14 国土交通省) における「再発防止対策」について

5. 再就職の自粛要請

今回の談合事件で国土交通省直轄の土木工事発注に関与した企業や今後同様な事件が生じた場合にそれに関与した企業については、当該企業においてコンプライアンスが確立したと認められるまでの間、退職後の年数を問わず、退職者及び当該企業の理解を得て、国土交通省退職者の就職について自粛を要請する。

6 再発防止対策の周知

今回講ずる再発防止対策の実効性を高めるため、地域の建設業者を含む関係方面に対して、対策の趣旨、内容等について周知し、理解を求めるものとする。

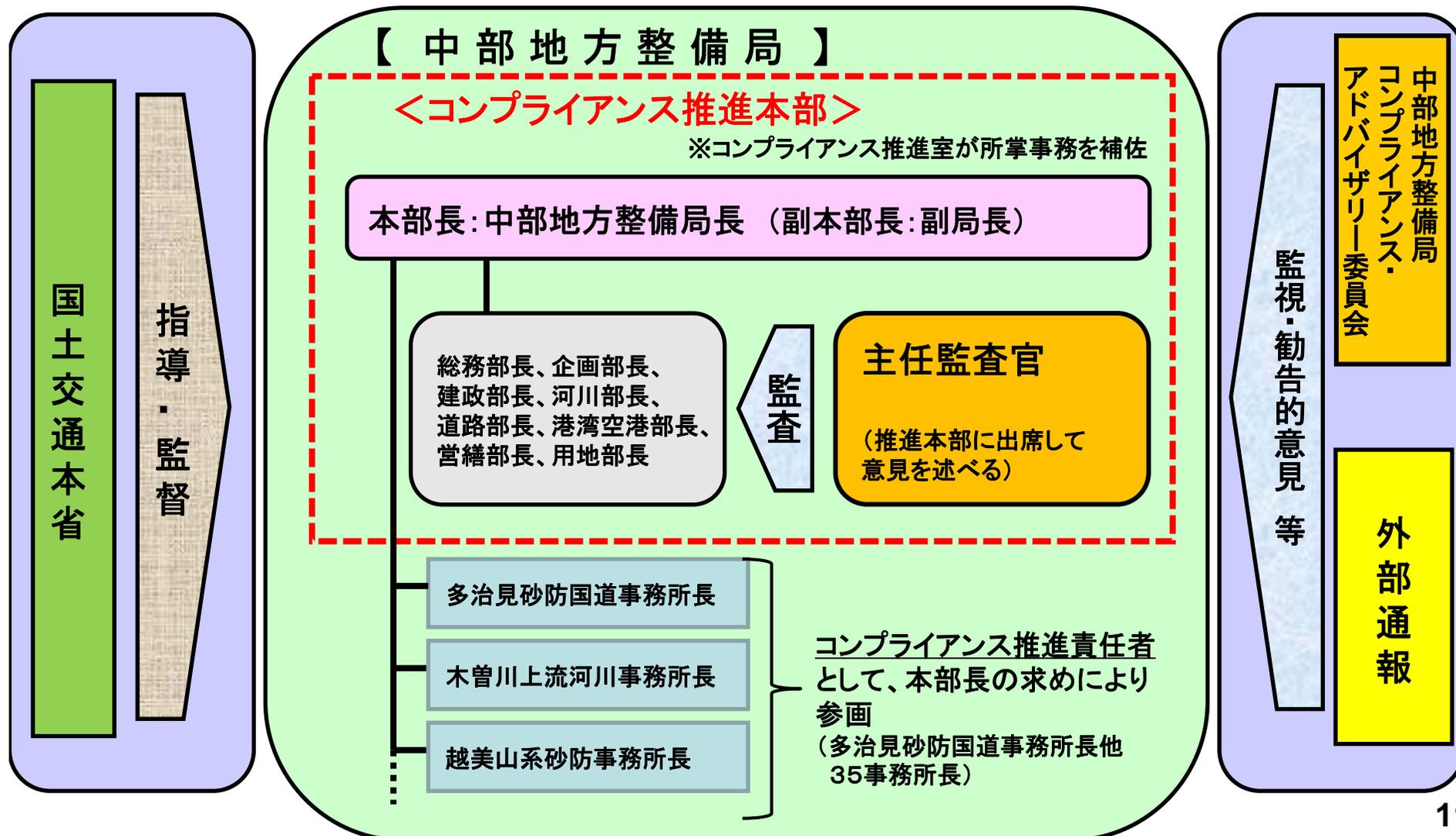
7 その他

談合をはじめとする違法行為等を根絶することと併せて、発注者として、良質な社会資本の整備及び維持管理を行うために、建設企業の適正な価格での工事受注及び公共工事の品質のさらなる確保・向上を図る観点から、適正な競争環境を確保するなどの入札契約制度の見直しを含む建設生産システム全体の抜本的な見直しを進めていく。

また、地域の建設産業に関しては、厳しい経営環境の中で将来的にも地域を支え得る足腰の強い産業として構築していくことが重要な課題であり、公共工事の入札制度における適正な競争環境の整備や、将来にわたり地域の維持をはじめとした業務を行う施工技術のある建設業者とその担い手の確保・育成支援について、引き続き取組を進める。

中部地方整備局コンプライアンス推進の強化

- 国民の信頼回復を図るため、法令の背後にある社会の要請に応える積極的な組織活動が重要。
- この認識の下、推進本部が再発防止対策を常に体系的に総括し、不断の見直しを行っていく責務を負うことを通じ、本部長による内部統制を強化するとともに、外部からの監視・勧告的意見等を得るための機関を設置することにより、強力なコンプライアンス推進体制を構築。



中部地方整備局コンプライアンス推進の強化

平成24年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画

平成24年12月11日
中部地方整備局

1. 職員の意識改革に向けた取組

(1) 幹部職員によるコンプライアンス意識の啓発

- ① 局長から全職員に対して綱紀の厳正な保持や法令遵守に関するメッセージを送付して、コンプライアンス意識の啓発を図る。
- ② 局長等幹部職員が幹部会、事務所長会議等において綱紀の保持や倫理規程に関する訓示を行って、職員のコンプライアンス意識の啓発を図る。

(2) 研修等におけるコンプライアンス講義の充実強化

- ① 中部地方整備局で実施している研修のカリキュラムに、コンプライアンスに関する講義を全課程に取り入れるなど次年度の研修計画を今年度中に見直す。
- ② 職員全員にコンプライアンスの講習等を受講させることを目的として平成23年度から実施している出前講習会の受講率が100%となる事を目指す。また、外部講師による講習会を実施する。
- ③ 官公庁等の職員によるコンプライアンス不祥事事例集を作成し、研修や講習会等において活用する。

(3) eラーニングシステム等の導入

職員の発注者綱紀保持規程に関する知識の徹底を図るため、研修の実施等に加え、職員がそれぞれの職場において、時間の制約なく必要な知識を習得できるよう「eラーニング」のシステムを導入する。また、倫理週間において、WEBを用いた倫理規程に対する認識度のセルフチェックを実施する。これらのシステムをできるだけ多くの職員が利用してもらえるように周知を図る。

(4) コンプライアンスミーティングの開催

職員相互間でコンプライアンスに関する意見交換を行うことによる関係法令の遵守及び法令の背後にある社会的要請に応える意識の涵養を目的に、本局各部・各事務所の所属毎にコンプライアンスミーティングを2月に実施し、来年度からは4半期に1回程度実施する。

中部地方整備局コンプライアンス推進の強化

(5)コンプライアンス情報の提供

コンプライアンスに関する最新の事例等の情報を適宜事務所等に提供する等、コンプライアンスに関する意識の高揚に向けた取組を継続する。

(6)発注者綱紀保持マニュアルの(改訂)周知

中部地方整備局における公共工事等の発注事務に携わる職員が遵守すべき事項と職員の責務について、実務上のポイントを記載したマニュアルを法令等の改廃や実施事項の必要に応じて改訂し、職員に周知する。

(7)発注者綱紀保持に関するアンケート調査の実施

各職員における発注者綱紀保持規程等の認識状況の確認や今後の取組の参考とするために、今年度実施するコンプライアンスミーティング時にアンケート調査を実施する。

2. 入札契約のプロセスの見直し及び情報管理の徹底

本省において検討が進められている不正が発生しにくい入札契約制度への見直し等について、具体的な内容について早急な検討を行い、順次、試行、本格実施へ移行することとする。また、機密情報の管理についても同様とする。

3. 建設業界との適切な関係の確保

(1)建設業界に対し、推進計画の取組状況の説明

建設業界に対して、推進計画に基づく整備局の取組をいろいろな機会を通して説明をする。

(2)建設業界に対し、パンフレットの配布等による周知徹底

建設業界に対して、一般競争参加資格の認定時の機会等に発注者綱紀保持のパンフレットを配布して発注者綱紀保持の取組を周知徹底する。

4. 監査機能の充実

内部監査の充実

全ての事務所を対象に、コンプライアンスの取組状況及び入札契約関係文書の管理等を監査事項とした内部監査を充実する。